

## 熊本市建設工事等の入札及び契約に関する情報の公表に関する実施要領

### 第1 趣旨

この要領は、熊本市が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、設計並びに測量等の委託（以下「建設工事等」という。）の入札及び契約に関する情報の公表について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号。以下「法」という。）及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号。以下「令」という。）の規定を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 発注の見通しに関する事項の公表

法第7条及び令第5条第1項に定める発注の見通しに関する事項の公表については、次のとおりとする。

#### 1 公表対象

公表の対象となる建設工事等は、当該年度に熊本市が発注する予定である建設工事等のうち、予定価格が200万円以上と見込まれるものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって秘密にする必要があるもの及び公表の時点で工事内容の確定ができないものを除く。

#### 2 公表する事項

公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事等の名称
- (2) 建設工事等の履行場所
- (3) 工期又は履行期間
- (4) 建設工事等の概要
- (5) 建設工事等の発注時期
- (6) 建設工事等の種別
- (7) 入札方式
- (8) その他必要と認める事項

#### 3 公表の時期及び期間

- (1) 公表は、新年度における当初予算の成立後速やかに行うものとする。
- (2) 公表した事項は、当該年度の10月1日以降速やかに見直しを行うほか、変更（軽微なものを除く。）があったときは随時修正を行う。
- (3) 公表の期間は、(1)による公表開始の日から当該年度の3月31日までとする。

#### 4 公表に関する留意事項

公表した事項は、公表時点での予定であり、公表後に変更、追加又は削除することがある旨を公表の際に明らかにするものとする。

### 第3 有資格業者名簿の公表

令第7条第1項に定める入札に参加する資格を有する者の名簿の公表については、次のとおりとする。

#### 1 公表対象

公表の対象となる業者は、熊本市工事競争入札参加者の資格審査及び指名基準に関する規則（昭和41年規則第15号。以下「規則」という。）第3条の規定に基づく競争入札参加資格審査申請書を提出し、受理された者とする。

#### 2 公表する事項

公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 有資格業者の商号又は名称
- (2) 有資格業者の住所及び電話番号
- (3) 有資格業者の代表者氏名
- (4) 競争入札参加資格申請に係る業種
- (5) 規則第6条の規定に基づき等級に区分する業種にあつては、その等級

#### 3 公表の時期及び期間

- (1) 公表は、規則第6条の規定に基づく格付けの決定後速やかに行うものとする。
- (2) 公表の期間は、規則第11条の規定に基づく資格の有効期間内とする。

### 第4 入札及び契約の過程に関する事項の公表

法第8条第1号及び令第7条第2項第1号から第9号までに定める入札及び契約の過程に関する事項の公表については、次のとおりとする。

#### 1 公表対象

公表の対象は、熊本市が発注する建設工事等の一般競争入札における競争入札参加資格確認状況、指名状況及び入札結果とする。

#### 2 公表する事項

公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 入札執行の日時（執行前においては予定日時）
- (2) 入札執行の場所
- (3) 建設工事等の名称
- (4) 建設工事等の履行場所
- (5) 予定工期又は履行期間
- (6) 建設工事等の概要
- (7) 予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）
- (8) 一般競争入札による場合
  - ア 競争参加資格確認申請書を提出した者の商号又は名称
  - イ 競争参加資格の有無に関する審査結果
  - ウ 競争参加資格がないとした者については、その理由
- (9) 指名競争入札による場合、指名した者の商号又は名称

- (10) 入札者の商号又は名称
- (11) 入札金額（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。）
- (12) 落札者の商号又は名称
- (13) 契約金額
- (14) 入札において、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の10第1項又は第167条の10の2第2項（いずれも自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により低入札価格調査制度の対象とする場合
  - ア 調査基準価格
  - イ 失格基準価格（建設工事に限る。）
  - ウ 低入札価格調査の結果の概要（低入札価格調査を実施した業者名を含む。）
- (15) 入札において、自治令第167条の10第2項（自治令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定により最低制限価格を設定する場合
  - ア 最低制限価格（消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。以下同じ。）
  - イ 最低制限価格未満の価格をもって申し込みをした者の商号又は名称

### 3 公表の時期及び期間

- (1) 一般競争入札に付する場合の公表の時期
  - ア 2の(1) (2) (3) (4) (5) (6) 及び(7)に掲げる事項は、公告を行ったときに公表するものとする。
  - イ 2の(8) (10) (11) 及び(15)に掲げる事項は、入札終了後速やかに公表するものとする。
  - ウ 2の(12) (13) 及び(14)に掲げる事項は、落札者の決定後速やかに公表するものとする。
- (2) 指名競争入札に付する場合の公表の時期
  - ア 2の(1) (3) (4) (5) (7) 及び(9)に掲げる事項は、指名通知を行った後速やかに公表するものとする。
  - イ 2の(10) (11) 及び(15)に掲げる事項は、入札終了後速やかに公表するものとする。
  - ウ 2の(6)、(12) (13) 及び(14)に掲げる事項は、落札者の決定後速やかに公表するものとする。
- (3) 公表の期間
  - 公表の期間は、少なくとも、(1) 及び(2) の規定により公表した日の翌日から起算して一年間が経過する日までとする。

### 第5 契約の内容に関する事項の公表

法第8条第2号及び令7条第2項第9号並びに第10号に定める契約の内容に関する事項の公表については、次のとおりとする。

## 1 公表対象

公表の対象は、予定価格200万円以上の建設工事等とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する建設工事等であって秘密にする必要があるものを除く。

## 2 公表する事項

公表する事項は、次のとおりとする。

- (1) 建設工事等の名称
- (2) 建設工事等の履行場所
- (3) 建設工事等の種別
- (4) 監督課(かい)の名称
- (5) 建設工事等の概要
- (6) 契約金額
- (7) 契約締結日
- (8) 工期又は履行期間
- (9) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (10) 指名競争入札に付した場合には、指名業者を選定した理由
- (11) 随意契約による場合においては、予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)及び契約の相手方を選定した理由
- (12) 金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更の内容及び理由

## 3 公表の時期及び期間

- (1) 公表は、契約(2の(12))に掲げる事項は、変更契約)締結後速やかに行うものとする。
- (2) 公表の期間は、少なくとも、(1)の規定により公表した日の翌日から起算して一年間が経過する日までとする。

## 第6 公表の方法等

- 1 第2から第5までに掲げる事項の公表は、総務局契約検査室内に設ける閲覧場所において簿冊を閲覧に供する方法及び熊本市電子入札システムホームページの入札情報公開サービスへの掲載によりインターネットを利用して閲覧に供する方法によるものとする。
- 2 簿冊の閲覧をしようとする者は、所定の閲覧簿に住所、氏名その他必要事項を記入し、係員の承諾を得て行うものとする。
- 3 簿冊を閲覧に供する日時は、熊本市の休日及び期限の特例を定める条例(平成元年条例第32号)第1条に規定する熊本市の休日以外の日の午前9時から午後5時までとする。
- 4 この要領のいずれの規定も、第2から第5までに掲げる事項につき市政情報プラザにおいて情報提供を行うことを妨げない。

附 則

- 1 この要領は、告示の日から施行する。
- 2 熊本市工事競争入札参加者の資格審査結果の公表に関する要綱（平成6年7月1日制定）、年間発注予定工事の公表に関する実施要領（平成10年4月1日制定）、熊本市建設工事等に係る入札結果等の公表に関する実施要領（平成11年1月1日制定）及び熊本市建設工事等に係る契約内容の公表に関する実施要領（平成15年12月1日制定）は、廃止する。

附 則 （平成19年4月25日告示第228号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則 （平成20年8月8日告示第431号）

この要領は、告示の日から施行する。

附 則 （平成21年8月28日告示第532号）

この要領は、平成21年9月1日から施行し、一般競争入札にあっては同日以後に入札の公告をするもの、指名競争入札にあっては同日以後に指名をするもの、随意契約にあっては同日以後に見積書の提出を依頼するものについて適用する。